

意見書

2005(平成17)年1月28日

前橋地方裁判所 御中

原告 齋田友雄

最初に、日本国憲法に明記された、主権在民の精神にもとづき、本訴訟を行います。国や群馬県は、国民、県民の世論を正しく受け止めて、国民の求める民主主義的な公正で納得のゆく行政を行うことを求めます。

本訴訟は、群馬県吾妻郡長野原町の吾妻渓谷に計画されている、八ツ場ダムの本體工事の中止を求めるものです。平成15年に国土交通省が発表した、今後の本體工事に要する工事費は、4600億円の巨額に及び、東京都初め関係都県の工事負担金が課せられております。本訴訟は群馬県に対して、その負担金の支払い停止を求めるものであります。

八ツ場ダムは約50年前に計画された時点では、利根川とその支流の洪水に対する治水対策でした。さらに日本国の高度経済成長期にさしかかり、東京初め首都圏の都市に人口が集中して、生活用水の需要が高まり、利水対策が重なりました。治水利水の両面からダム建設の必要が理由とされました。

しかし、地元長野原町の住民は、このダム計画に猛烈な反対運動を起こしました。そのためにダム建設計画は全く着工のメドが立たずに、約30年間に経過しました。反対運動の理由は、まず住民の生活権の破壊と、関東の耶馬溪とも言われた吾妻渓谷と、憩いの場である川原湯温泉の豊かな観光資源が全部水没してしまうことでした。

しかし、国は一旦決めた公共事業の政策として、反対運動の切り崩しにつとめた結果、近年に至って地元住民は条件受け入れの状況に軟化しました。また国は本體工事の事前の付帯工事を進めてきました。しかし、まだ本體工事の着工には至っておりません。

計画から50年余り経過して、八ツ場ダムの必要性が全く変化しました。即ち治水と利水ともに、環境と状態が変化して、工事を強行する必要性が全くなくなりました。国は大型公共事業の政策としてこれから本體工事を行おうとしていますが、これは誤りです。

国の公共事業政策は近年にいたり批判にさらされて、変更を余儀なくされています。特にダム計画は自然破壊につながり、必要性より害悪が多く、見直しが行われています。そのなかで八ツ場ダムのみが強行に建設されようとしているのが現状です。

私たちは首都圏住民として、治水も利水も必要のない八ツ場ダムの本體工事の即時中止を強く求めます。豊かな環境資源、観光資源を破壊して、巨額の公金の乱費に終わる本體工事の差し止めを求めます。群馬県は東京都をはじめ首都圏の都県とともに、工事負担金の支出を止めることを求めます。地元住民への補償金は今までの犠牲の補償として支払い、本體工事は止めるべきです。このことは広く県民、国民の世論として、世論の代表として私たちは、訴訟に訴えるものです。